

伊江村観光 PR 映像制作委託業務
企画提案仕様書

伊江村役場商工観光課

1. 委託業務名

伊江村観光 PR 映像制作委託業務

2. 事業の目的

伊江村の魅力を多角的に発信できる映像コンテンツを制作することで、県内外でのイベントをはじめ、修学旅行誘致や旅行社との商談等、様々な場面で PR することが可能となる。沖縄本島の本部半島には、美ら海水族館や来季夏にはテーマパークの開業が予定され、北部観光の入域者数が更に大きく増加することが期待される。離島である本村の認知度向上を図り、観光誘客促進に寄与することを目的とする。

3. 委託期間

委託締結の日から令和 7 年 3 月 21 日まで

4. 契約方法

伊江村と受託者との委託契約とする。

5. 企画提案総額の上限額等

業務に係る**提案上限額 1,600,000 円(消費税込み)**

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。
なお、消費税及び地方消費税の税率については、全期間において 10%で積算すること。

(2) 積算の費目は、次のとおりとすること

- ア 企画費（企画・構成・スケジュール管理等）
- イ 直接人件費（撮影・編集・打ち合わせ等）
- ウ 報償費（出演者への報酬等）
- エ 消耗品
- オ 印刷製本費
- カ 使用料及び賃借料（撮影に係る機材、ロケ地使用料等）
- キ 諸経費（一般管理費等）
- ク 消費税及び地方消費税
- ケ その他必要経費（上記費目以外に必要な経費を計算）

(3) 積算に関する注意事項

- ア 業務執行に必要な経費について過不足なく計上すること。
- イ 各積算項目の単価と内訳を記載すること。
- ウ 人件費については従事日報等を作製し、管理すること。

エ 備品購入については認めないものとする。

6. 委託業務の内容

(1) 管理・運營業務

ア 業務実地体制、業務内容及び業務スケジュール等を示し実地計画書を策定すること。

イ 本件の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許可の手続きについては、原則として受託事業者が代行して行うこと。また手続きに必要な手数料等の経費については、契約額に含むものとする。

ウ 本件の撮影に係る肖像権・著作権処理に関しては受託事業者が行うこと。

(2) 映像の撮影・編集業務

ア プロモーション映像制作に係る作業の一切を行う。

※企画、台本作成、演出、出演者との調整、素材作成、取材、撮影、収録、BGM 音源制作・選曲等

イ 映像はロングバージョン（10 分程度）、ショートバージョン（5 分程度）を制作すること。ショートバージョンの中には、無音でも閲覧ができる想定のもの（字幕・テロップ可）を含む。なお、制作する動画に関しての数の指定はない。

ウ 多言語対応できるものとする。（英語、中国語など）

エ 制作する映像の画質はフル HD 方式以上とし、データ圧縮は最低限にとどめ、高画質な映像並びに音声を確保すること。

オ 映像のアスペクト比は 16：9 を基本とすること。

カ 大型ビジョンの対応拡張子は以下のとおりとする。

- ① 静止画：JPG、JPEG、BMP、GIF、PNG、TIFF
- ② 動画形式：MPFG-2、H.264
- ③ 動画拡張子：mpg、m2t、m2p、m2ts、mts
- ④ テロップ：TXT、RSS
- ⑤ オーディオ：wav、mp3
- ⑥ HTML：html、htm、asp（HTML 5 対応）

制作した映像の活用について、ロングバージョンは、伊江村公式 HP・YouTube 及び視察対応など、不特定多数の閲覧を目的とする。ショートバージョンは、県内外でのイベント、伊江村公式 SNS、液晶 TV やサイネージ等モニターでの放映等を目的とし、幅広い場面での活用を想定する。

7. 企画提案内容

(1) 伊江村の魅力を発信し、観光誘客・周遊観光に繋がる効果的な内容とし、各種イベントや村内視察時等、多様な場面で活用できる映像にすること。

- (2) ドローンなど、映像作成するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、強いインパクトを与えるような映像にすること。なお、ドローン等の撮影を行う場合は、法令、条例等を遵守すること。
- (3) 映像制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。ただし、季節や天候等の都合により撮影が難しい場足や適当な映像が撮影出来なかった場合等には借用映像を使用することも可能とする。なお、借用映像等を使用する際の手続き等は受託者が行うこと。
- (4) BGM 等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続き等は受託者にて行うこと。
- (5) 出演者を起用する場合は、著作権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きを受託者において行うこと。
- (6) 「伊江村第5次総合計画」及び「伊江村観光振興基本計画」を踏まえ、観光誘客のみならず関係人口・交流人口の拡大戦略を意識した構成であること。
- (7) 前例にとらわれず、斬新で独創的で話題性があること。
- (8) スマートフォンでの無音視聴を想定した映像を工夫すること。
- (10) 仮編集の段階で、発注者にプレビュー（映像、内容等チェック）を行うこと。
- (11) 必要に応じ、音楽、ナレーション及びテロップを挿入すること。ナレーション、テロップ等は、原則、日本語とすること。また、二次利用を前提とすること。

8. 再委託

契約の主たる部分（上記6（1））に関する事項及び契約金額の50%を超える業務については、第三者に業務を再委託し、もしくは請け負わせてはならない。なお、再委託業者・請負業者についても実施要項の「3. 参加資格」に記載する資格要件を満たす者でなければならない。

9. 制作物に関する権利の制約

- (1) 成果物の所有権、著作権（著作権法27条、第28条に規定する権利を含む）、利用権は伊江村に帰属し、伊江村はその成果物を自由に加工・編集することができる。
- (2) 成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、資料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (3) 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者につて著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 事業完了報告書や成果物等に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じ

たときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに伊江村に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

- (5) 伊江村は、本事業で納品された成果品を期限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

10. 提出物等

業務の完了に際し、次の成果品を作成し提出すること。

- (1) フル HD 画質のプロモーション動画を納めた Blu-ray ディスク 3 枚
- (2) SD 画質またはそれに準ずる画質のプロモーション動画を納めた DVD 5 枚
- (3) 業務完了報告書等
 - ア 業務完了報告書（紙媒体 1 部・電子データ 1 部）
 - イ その他本件に係る帳票書類一式
- (4) 以下のデータを納めた外付け式記憶媒体（HDD または SSD） 1 個
 - ア (1) 及び (2) マスターデータ 一式
 - イ (1) 及び (2) の作成に際し使用した映像・音声等素材データ 一式
 - ウ プロモーション動画内キャプションのテキストデータ 一式
 - エ (3) アで示す業務完了報告書のうち、電子データ分

11. 瑕疵担保責任

伊江村の引き渡し日から起算して 1 年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託者は無償で当該制作物の補修を行うこと。

12. その他留意事項

委託内容については、以下の点に留意すること。

- (1) 受託者は、本業務の進捗状況について適宜伊江村に報告すること。
- (2) 本事業は、国の補助などを活用して実施するものである。受託者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正な経理管理及び執行に努めること。
- (3) 企画提案について、提案内容がそのまま採用されることを保障するものではなく、実地段階において提案内容及び予算を伊江村と調整の上決定するものとする。
- (4) 本業務の実地に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めると共に、業務実地体制を明らかにすること。
- (5) 成果物の使用期限は設けないものとする。

1 3. 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

1 4. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本事業で知りえた秘密、個人情報等について個人情報保護法の遵守など、適切な処置をとること。また、業務執行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうる者に係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法理を踏まえ、その保護に十分配慮すること。